

## 正しいはかりの使い方

愛媛県計量検定所

松山市久米窪田町 487-2

(089) 970-7021

はかりの精度が保たれていても、その使い方が正しくなければ正確に計量することはできません。

計量するときは、以下のことを守りましょう。

- (1) はかりは、安定した台の上に水平に設置する。



- (2) 振動が伝わる場所や風の当たる場所は避ける。



- (3) 使用する前に指針や表示がゼロになっていることを確認する。



- (4) 風袋を正しく引く。



- (5) 商品は、はかりの中央に載せて計る。



- (6) 商品の載せ下ろしは静かに行い、表示が静止してから計量値を読み取る。



- (7) ひょう量以上の商品は載せない。

## 商品量目制度

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、以下のような義務を課しています。

**(1) 正確な計量<計量法第 10 条>**

商品を計量販売する場合には、正確に計量するよう努めなければいけません。

**(2) 特定商品の正確計量義務<計量法第 12 条>**

食肉や魚介類等、政令で定める商品（特定商品※1）の内容量を示して販売する場合は、計量法で定められた量目公差（※2）を超えないように計量しなければなりません。

**(3) 密封商品の内容量表記義務<計量法 13 条>**

特定商品のうち、政令で定める商品を密封した場合は、量目公差を超えないように計量し、内容量を表記しなければなりません。  
また、計量した事業者の住所・氏名または名称を表記しなければなりません。

**(4) 輸入商品の表記義務<計量法第 14 条>**

輸入事業者は、密封された特定商品を輸入して販売するときには、その容器または包装に量目公差を越えないように計量された内容量を表記しなければなりません。  
また、輸入事業者の住所・氏名または名称を表記しなければなりません。

※ 1 特定商品：消費生活関連物資のうち、一般に流通し、計量により取引されることが多く、消費者保護の観点から量目公差を課することが適当である商品で「特定商品の販売に係る計量に関する政令」に定められたものをいいます。

※ 2 量目公差：計量法で定められた許容誤差の範囲をいいます。望ましいのは誤差がないことですが、はかりがもつ誤差、あるいは商品自体の計り難さ等があるため量目公差が定められています。適用される公差は、商品の種類や内容量によって変わります。（図 1 参照）計量法では、不足側のみを規制していますが、極端な量目超過は、業者間の競争をあおったり、消費者の量目に対する不信感を招いたりしますので、勧告や公表の対象になることもあります。

<図表 1 量目公差の一例>

特定商品の名称	商品の表示量	量目公差
精米・豆類・小麦粉・ お茶・食肉・菓子など	5 g 以上 50 g 以下	4%
	50 g を超え 100 g 以下	2g
	100 g を超え 500 g 以下	2%
	500 g を超え 1 k g 以下	10g
	1 k g を超え 25 k g 以下	1%
野菜・漬物・果実・ 魚介類・めん類・海藻類 など	5 g 以上 50 g 以下	6%
	50 g を超え 100 g 以下	3g
	100 g を超え 500 g 以下	3%
	500 g を超え 1.5 k g 以下	15g
	1.5 k g を超え 10 k g 以下	1%
しょうゆ・アルコール 飲料・灯油など	5ml 以上 50ml 以下	4%
	50ml を超え 100ml 以下	2ml
	100ml を超え 500ml 以下	2%
	500ml を超え 1L 以下	10ml
	1L を超え 25L 以下	1%

※ 上記の量目公差は表示量に対して不足しているものに適用されます。

※ %で表示される公差は、表示量に対する百分率です。

## 量目不足になる主な原因

### (1) 風袋の無視・軽視

例えば、以下の場合にこのようなことが起こります。

- ① 風袋（ラップ、トレー、タレ、吸水紙等）の認識不足による場合。あるいは、知識はあるがそれぞれの風袋の重さをきちんと把握していない場合。
- ② トレーや添え物を変更した際に風袋量の設定を変更しなかった場合。

【例】100g単価500円で200gと表示してある商品を購入した場合（ラベルには内容量200gと表示）





内容量200gの表示ですが、その内訳は商品の実量が170g、風袋30gでした。30g少ない170gの商品を200gの価格1,000円で購入したことになります。

30g分を余計に支払ったことになりますから、150円の損になってしまいます。

(100gあたり500円なので  $30g \times 500円 / 100g = 150円$ )  
言い換えると、風袋を150円で買ってしまったことになります。

### <風袋の重さ>

▼お肉屋さんの経木 ろう引き紙	▼お茶の袋	▼スーパーなどのトレイ
		
3g～25g 100g300 円の商品で 9～75 円	6g～12g 100g600 円のお茶で 36～72 円	3g～20g 100g460 円のお肉で 27～90 円

他にも、ラップ、ワサビ、カラシ、タレ、刺身のつま、すき焼き等の脂身、飾りなども風袋ですので、商品の目方に含まれません。

#### (2) 自然乾燥による目減り（青果等）

水分が蒸発しやすい商品を、長時間、店頭に置いている場合。

#### (3) 計量器の使用法の誤り

水平や零点など計量器の点検・整備が不十分な場合。設置環境が不適切な場合など。

#### (4) 粗雑な計量

計量器の周囲が乱雑ではかりに異物が接触している場合や、はかりの上  
にきちんと商品を載せていない場合など。

#### (5) ラベルの貼り間違い

商品を連続して計量する場合において、他の商品のラベルを誤って貼っ  
てしまった場合。